

高齡社会対策大綱

平成30年2月

目 次

第1 目的及び基本的考え方	1
1 大綱策定の目的	1
2 基本的考え方	3
(1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて 意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。	3
(2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを 具体的に描ける地域コミュニティを作る。	4
(3) 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。	4
第2 分野別の基本的施策	6
1 就業・所得	6
(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備	7
ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保	7
イ 高齢者等の再就職の支援・促進	7
ウ 高齢期の起業の支援	8
エ 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保	8
オ 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発	8
カ ゆとりある職業生活の実現等	9
(2) 公的年金制度の安定的運営	9
ア 持続可能で安定的な公的年金制度の運営	9
イ 高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築	9
ウ 働き方に中立的な年金制度の構築	10
(3) 資産形成等の支援	10
ア 資産形成等の促進のための環境整備	10
イ 資産の有効活用のための環境整備	11

2	健康・福祉	12
(1)	健康づくりの総合的推進	12
ア	生涯にわたる健康づくりの推進	12
イ	介護予防の推進	13
(2)	持続可能な介護保険制度の運営	13
(3)	介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）	14
ア	必要な介護サービスの確保	14
イ	介護サービスの質の向上	14
ウ	地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供	15
エ	介護と仕事の両立支援	15
(4)	持続可能な高齢者医療制度の運営	15
(5)	認知症高齢者支援施策の推進	16
(6)	人生の最終段階における医療の在り方	16
(7)	住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	16
3	学習・社会参加	18
(1)	学習活動の促進	18
ア	学校における多様な学習機会の提供	18
イ	社会における多様な学習機会の提供	19
ウ	社会保障等の理解促進	19
エ	ICTリテラシーの向上	20
オ	ライフステージに応じた消費者教育の取組の促進	20
(2)	社会参加活動の促進	20
ア	多世代による社会参加活動の促進	20
イ	市民やNPO等の担い手の活動環境の整備	21

4	生活環境	22
(1)	豊かで安定した住生活の確保	23
ア	次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進	23
イ	循環型の住宅市場の実現	23
ウ	高齢者の居住の安定確保	23
(2)	高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	24
ア	多世代に配慮したまちづくり・地域づくりの総合的推進	24
イ	公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化	25
ウ	建築物・公共施設等のバリアフリー化	25
エ	活力ある農山漁村の再生	26
(3)	交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	26
ア	交通安全の確保	26
イ	犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護	27
ウ	防災施策の推進	27
(4)	成年後見制度の利用促進	28
5	研究開発・国際社会への貢献等	29
(1)	先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化	29
(2)	研究開発等の推進と基盤整備	31
ア	高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等	31
イ	医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発	31
ウ	情報通信の活用等に関する研究開発	31
エ	高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析	32
オ	データ等活用のための環境整備	32
(3)	諸外国との知見や課題の共有	32
ア	日本の知見の国際社会への展開	32
イ	国際社会での課題の共有及び連携強化	33

6	全ての世代の活躍推進	34
(1)	全ての世代の活躍推進	34
第3	推進体制等	35
1	推進体制	35
2	推進に当たっての留意事項	35
3	大綱の見直し	36
(別表)	数値目標及び参照指標	37

第1 目的及び基本的考え方

1 大綱策定の目的

我が国は世界有数の長寿国であるのみならず、高齢者^[1]には高い就業意欲が見られ、体力や運動能力も一貫して向上傾向を示している。これらは雇用、教育、健康、社会保障などの分野における我が国のこれまでの諸施策も、また国民一人一人の取組も、成功裏に進められてきた証左であると言える。

その一方、今後、我が国の高齢化はますます進行し、併せて総人口の減少も進むことが見込まれている。また、一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれ、生活面や福祉面などで様々な課題が生じ、性別や地域などによっても異なる対応を求められるようになる。さらに、地域コミュニティの希薄化、長寿化に伴う資産面健康面の維持など新たな課題も生じてくる。これまでの我が国の社会モデルが今後もそのまま有効である保証はなく、10年、20年先の風景を見据えて持続可能な高齢社会を作っていくことが必要である。

こうしたなか、高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動など何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い。65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある^[2]。70歳やそれ以降でも、個々人の意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しており、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることが必要で

[1] 「高齢者」の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。ここでは便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いるが、主な主体は高齢期に特有の課題を抱える者全般を想定。

[2] 高齢者の定義と区分に関しては、日本老年学会から、「近年の高齢者の心身の健康に関する種々のデータを検討した結果」、「特に65～74歳の前期高齢者においては、心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めて」いることから、75～89歳を「高齢者 高齢期」と区分することを提言したい、との発表が行われている（平成29年1月5日）。また、平成26年度の内閣府の調査では、「一般的に何歳頃から『高齢者』だと思うか」との間に、「70歳以上」もしくはそれ以上又は「年齢では判断できない」との答えが回答者の9割近くを占めた（高齢者の日常生活に関する意識調査（平成26年度）。調査対象は全国の60歳以上の男女6,000人。）。

ある。一方で、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点からは、就業、介護、医療、まちづくり、消費、交通、居住、社会活動、生涯学習、世代間交流など様々な分野において十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要があることは言うまでもない。また、A I（人工知能）など I C T（情報通信技術）を始めとする技術革新が急速に進展している状況も踏まえれば、こうした社会づくりに当たって我が国の技術革新の成果も十分に活用することが期待される。

今後、我が国は、これまで経験したことのない人口減少社会、高齢社会に入っていく。人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、高齢層のみならず、若年層も含めた全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを意味する。こうした認識に立って、各般にわたる取組を進めていくことが重要である。

このため、高齢社会対策基本法^[3]第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

[3] 高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）

2 基本的考え方

高齢社会対策は、高齢社会対策基本法第2条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- ① 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ② 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- ③ 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの社会の構築に向け、以下に掲げる3つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を進める。

(1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。

65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあることを踏まえ、年齢区分で人々のライフステージを画一化することを見直すことが必要である。年齢や性別にかかわらず、個々人の意欲や能力に応じた対応を基本とする必要がある。また、高齢社会化は、高齢者のみの問題として捉えるべきではない。全世代による全世代に適した持続可能なエイジレス社会の構築を進めながら、誰もが安心できる「全世代型の社会保障」への転換も見据え、全ての人が社会保障の支え手であると同時に社会保障の受益者であることを実感できる制度の運営を図る。

こうしたなか、寿命の延伸とともに、「教育・仕事・老後」という単線型の人生を送るのではなく、ライフスタイルの多様化が進む時代であることから、高齢社会への関わり及び自身の生涯設計について、若年期からの意識の向上が

求められる。その上で、高齢社会の各主体が担うべき役割を明確にしていく中で、高齢者にとって、その知識や経験など高齢期ならではの強みをいかすことのできる社会を構築していくことが重要である。

(2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。

人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描くことができ、最後まで尊厳を持って暮らせるような人生を、全ての人に可能にする社会とすることが重要である。

経済社会の発展による都市部での人の出入りの活発化、人口減少が進む地方での過疎化の進行等により、地域での触れ合いや助け合いの機会が減少している。人はライフステージとともに、例えば子育て、疾病、介護の場面で孤立を抱えることもある。また、離別・死別なども生じることもある。65歳以上の一人暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著となっている。今後は、多世代間の協力拡大や社会的孤立の防止に留意しつつ、地域包括ケアシステムの推進、住居確保、移動支援等に対する一層の取組により、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりを進めていくことが重要である。

また、高齢社会を理解する力を養い、長寿化のリスク面に備える観点からは、社会保障に関する教育等を通じて支え合いの意義に関する個々人の意識も高めていく必要がある。

(3) 技術革新の成果^[4]が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。

高齢者が自らの希望に応じて十分に能力が発揮できるよう、その支障となる

^[4] 政府では、“Society 5.0”、すなわち、「サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会」の実現に取り組むこととしている（経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日）。

問題（身体・認知能力、各種仕組み等）に対し、新技術が新たな視点で解決策をもたらす可能性に留意し、従来の発想を超えて環境整備や新技術の活用を進めることを含め、その問題を克服するための方策を検討することも重要である。また、こうした目的での技術革新の活用には多世代が参画して、それぞれの得意とする役割を果たすよう促すことが必要である。

こうした観点から産業界が担う役割は大きい。高齢社会に伴う新たな課題に産業界が応えることによって、全ての世代にとっての豊かな社会づくりが実現されるとともに、産業界自身の一層の発展の機会につながり得ると考える。政府はこの観点から産業界の参画しやすいよう、環境づくりに配慮することが求められる。

こうした取組に当たり、官民データの利活用等により高齢社会の現況を適切に把握し、エビデンスに基づく政策形成を行う必要がある。

第2 分野別の基本的施策

上記の高齢社会対策の推進の基本的考え方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際社会への貢献等、全ての世代の活躍推進の分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を次のとおり定め、これに沿って施策の展開を図るものとする。

1 就業・所得

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中、経済社会の活力を維持するため、全ての年代の人々がその特性・強みをいかし、経済社会の担い手として活躍できるよう環境整備を図る。

現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65歳を超えても、70代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図るとともに、社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえた柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る。

勤労者が、高齢期にわたり職業生活と家庭や地域での生活とを両立させつつ、職業生活の全期間を通じて能力を有効に発揮することができるよう、職業能力の開発や多様な働き方を可能にする施策を推進する。

職業生活からの引退後の所得については、国民の社会的連帯を基盤とする公的年金を中心とし、これに企業による従業員の高齢期の所得確保の支援や個人の自助努力にも留意し、企業年金、退職金、個人年金等の個人資産を適切に組み合わせた資産形成を促進する。さらに資産の運用等を含めた資産の有効活用が計画的に行われるよう環境整備を図る。

(1) エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備

ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保

高齢期は、個々の労働者の健康・意欲・体力等に個人差があり、雇用就業形態や労働時間等についてのニーズが多様化することから、多様な雇用・就業ニーズに応じた環境整備を行うことにより雇用・就業機会の確保を図る。あわせて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できる環境も整備する。特に、ICTを活用したテレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、テレワークの一層の普及拡大に向け、環境整備、普及啓発等を推進する。

また、退職後に、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者等に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を推進する。さらに、地方公共団体が中心となって、シルバー人材センター、事業主団体、労働者団体など地域の様々な機関と連携して高齢者の就業機会を創る取組を推進する。

その他、労働者が様々な変化に対応しつつキャリア形成を行い、高齢期に至るまで職業生活の充実を図ることができるよう、必要な情報を提供するとともに、事業主による援助を促進する。副業・兼業については、労働者の健康確保に留意しつつ、普及促進を図る。

イ 高齢者等の再就職の支援・促進

ハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、多様な技術・経験を有する高齢求職者が、幅広く社会に貢献できるよう、職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を行うほか、職業能力開発、求人開拓、雇用情報提供等を実施する。

また、地域における高齢者の就業促進に当たり、地方公共団体の意向を

踏まえつつ、都道府県労働局と地方公共団体が一体となって地域の雇用対策に取り組むための雇用対策協定の活用を図る。

ウ 高齢期の起業の支援

高齢期に自らの職業経験を活用すること等により、高齢者が事業を創出し、継続的な就業機会の確保ができるよう、起業の意欲を有する高齢者に対して、起業に伴う各種手続等の相談や日本政策金融公庫の融資を含めた資金調達等の支援を行う。

エ 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保

生涯現役社会の実現に向けて、65歳までの定年延長や65歳以降の継続雇用延長を行う企業への支援を充実させる。あわせて、職業能力の開発及び向上、賃金・人事処遇制度の見直し、その他諸条件の整備に係る相談・援助などを実施するとともに、高齢者の雇用に関する各種助成制度や給付制度等の有効な活用を図る。

加齢に伴う身体機能の変化を考慮して、安全と健康確保に配慮した働きやすい快適な職場づくり及び健康確保対策を推進する。

また、公務員の定年の引上げについては、高齢期の職員の知識、経験の一層の活用等の観点から、組織活力の維持、総人件費の在り方などの点も含め、人事院の協力も得つつ、具体的な検討を進める。

オ 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

職業生涯の長期化や働き方の多様化等が進む中、勤労者がその人生において、必要な学び直しを行いライフスタイルに応じたキャリア選択を行うことができるよう、人生100年時代を見据え、リカレント教育の抜本的な拡充等、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備について、検討する。

また、勤労者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、人材の育成・確保や労働生産性の向上につなげるため、職業訓練の実施や職業

能力の「見える化」のみならず、個々人に合った職業生涯を通じたキャリア形成支援を推進する。

カ ゆとりある職業生活の実現等

就業・労働時間等に関する事項について、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定、平成 28 年 3 月改定）等を踏まえ、高齢者も含めた全ての労働者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図る。

(2) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の運営

公的年金制度については、平成 16 年の制度改正以来、急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と現役世代の負担の両面にわたる見直しを実施し、上限を決めた上での保険料の引上げや、マクロ経済スライドによって年金の給付水準を自動的に調整する新たな年金財政の仕組みを構築してきた。

基礎年金国庫負担の 2 分の 1 への引上げに続き、予定されていた保険料の引上げが完了したことにより、収入面では、こうした年金財政の仕組みが完成をみたことを踏まえ、今後は、決められた収入の範囲内で、年金の給付水準を確保すべく、長期的視点に立って年金制度を運営していく。

イ 高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築

年金の受給開始時期は、現在、60 歳から 70 歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち 65 歳より後に受給を開始する繰上げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70 歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。

また、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進める。

ウ 働き方に中立的な年金制度の構築

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、短時間労働者の就労実態や企業への影響等を勘案しつつ、更なる被用者保険の適用拡大に向けた検討を着実に進める。

(3) 資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

私的年金制度は公的年金の上乗せの年金制度として、公的年金を補完し、個人や企業などの自助努力により、高齢期の所得確保を支援する重要な役割を担っている。個人型確定拠出年金（iDeCo）について加入者範囲の拡大等や中小企業が利用しやすい制度の導入の周知等を行うとともに、確定給付企業年金についてリスク分担型企業年金制度等の周知等を行うことにより、私的年金制度の普及・充実を図る。

また、退職金制度が老後の所得保障として果たす役割は依然として大きいことに鑑み、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業等を対象とした中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。

ゆとりある高齢期の生活を確保するためには計画的に資産形成を進めることが重要であることから、上記の諸制度に加え、つみたてNISA（少額投資非課税制度）等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進する。特に、地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたてNISA等を広く活用するよう、「職場つみたて

NISA」等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める。

イ 資産の有効活用のための環境整備

高齢期に不安なくゆとりある生活を維持していくためには、それぞれの状況に適した資産の運用と取崩しを含めた資産の有効活用が計画的に行われる必要がある。このため、それにふさわしい金融商品・サービスの提供の促進を図る。あわせて、住み替え等により国民の住生活を充実させることで高齢期の不安が緩和されるよう、住宅資産についても有効に利用できるようにする。また、低所得の高齢者世帯に対して、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける制度として、都道府県社会福祉協議会が実施している不動産担保型生活資金の貸与制度の活用を促進を図る。

高齢投資家の保護については、フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）の進展も踏まえ、認知能力の低下等の高齢期に見られる特徴への一層の対応を図る。

2 健康・福祉

高齢期に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるよう、個人間の健康格差をもたらす地域・社会的要因にも留意しつつ、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進する。

今後の高齢化の進展等を踏まえ、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、認知症を有する人が地域において自立した生活を継続できるよう支援体制の整備を更に推進する。また、家族の介護を行う現役世代にとっても働きやすい社会づくりのため、介護の受け皿整備や介護人材の処遇改善等の「介護離職ゼロ」に向けた取組を推進する。

高齢化の進展に伴い医療費・介護費の増加が見込まれる中、国民のニーズに適合した効果的なサービスを効率的に提供し、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療・介護保険制度を構築する。また、人生の最終段階における医療について国民全体で議論を深める。

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

健康づくりのための国民運動である「健康日本 21（第2次）」において設定されている目標達成に向けた取組等により、生涯を通じた健康増進を図り、健康寿命の延伸を目指す。そのため、企業、団体、地方公共団体に対し、相互に協力・連携しながら、従業員、構成員、地域住民等が自発的に健康づくりに参画することができる取組の実施を促す。さらに、学校保健との連携などライフステージを通じた取組を推進する。また、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組など、加入者の予防健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開

を進める。

国民が生涯にわたり心身ともに健康な生活を営む基盤として、国民の誰もが日常的にスポーツに親しむ機会を充実することにより、高齢期も含めたライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たっては、これを弾みとして、スポーツ・運動を通じた個人の主体的な健康増進の取組を促進することにより、健康寿命の延伸を目指す。

高齢期の健全な食生活の確保にも資するよう、子供から成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育の取組を推進する。その際、単独世帯の増加など家庭生活の状況が多様化する中で、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う取組を推進する。

イ 介護予防の推進

高齢者の自立支援と生活の質の向上を目指すために、リハビリテーションの理念を踏まえた介護予防を推進する。心身機能の向上に加え、地域活動への参加を促すために、住民主体の「通いの場」を設置し、それらを活用しながら、高齢者が地域活動の担い手として、役割や生きがいを持てる地域社会の構築を行う。

(2) 持続可能な介護保険制度の運営

介護保険制度については、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療福祉サービスを行う制度として定着しており、着実な実施を図るとともに、今後の人口動態の変化等を踏まえ、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の構築により、持続可能な制度としての更なる充実を図る。地域包

括ケアシステムを深化・推進するため、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止等に向けて取り組む仕組みの制度化等が盛り込まれた地域包括ケア強化法^[5]の着実な施行に取り組む。

(3) 介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）

ア 必要な介護サービスの確保

地方公共団体における介護保険事業計画等の状況を踏まえ、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

このため、介護職員の処遇改善等により人材確保を図るほか、訪問介護、通所介護等の在宅サービスの充実や、認知症対応型共同生活介護事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの介護基盤やサービス付きの高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備などを進める。

また、福祉用具・住宅改修の適切な普及・活用の促進を図る。あわせて、介護労働者の雇用管理の改善、公共職業安定所及び民間による労働力需給調整機能の向上などを図る。

イ 介護サービスの質の向上

高齢者介護サービスを担う介護支援専門員、訪問介護員、介護福祉士等の資質の向上を図るとともに、利用者が介護サービスを適切に選択し、良質なサービスを利用できるよう、情報通信等を活用した事業者の情報公開等を進める。介護職員の負担軽減のため、介護の職場におけるICT化の推進を図る。

また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、特別養護老人ホームの個室ユニット化を進めるとともに、介護従事者等による高齢者虐待の防止に向

^[5] 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）

けた取組を推進する。

ウ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加に対応するため、地域において包括的かつ持続的に在宅医療及び介護が提供できるよう、医療・介護関係者の連携を推進するための体制の整備を図る。市町村が主体となり、医療と介護の関係団体と連携しながら、在宅医療と介護の関係者の連携を推進する事業に取り組むとともに、都道府県においては市町村支援を推進することによって、医療と介護の連携を推進する。

エ 介護と仕事の両立支援

家族の介護を理由とした離職を防止するため、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を強力に推進し、介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりや、介護をしながら働き続けやすい環境の整備などを進め、仕事と介護を両立することができる雇用・就業環境の整備を図る。

(4) 持続可能な高齢者医療制度の運営

後期高齢者医療制度においては、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入に加え、制度の持続可能性を高めるため、70 歳以上の高額療養費の上限額等の段階的な見直しを進める。

後期高齢者の窓口負担の在り方について、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）に沿って、70 歳から 74 歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえ、関係審議会等において検討を進める。

(5) 認知症高齢者支援施策の推進

高齢化の進展に伴い更に増加が見込まれる認知症高齢者やその介護を行う家族等への支援を図るため、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成 27 年 1 月 27 日策定、平成 29 年 7 月改定）を踏まえ、認知症への理解を深めるための普及啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等が提供される循環型の仕組みを構築するために認知症初期集中支援チームの設置及び認知症疾患医療センターの整備等の施策を推進するとともに、認知症の人の介護者への支援や認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの取組を推進する。

(6) 人生の最終段階における医療の在り方

人生の最終段階における医療は、患者・家族に適切な情報が提供された上で、これに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本として行われることが重要である。このため、患者の相談に適切に対応できる人材の育成等による体制整備を行うとともに、国民向けの情報提供・普及啓発を推進する。

(7) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

一人暮らしの高齢者等が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心した生活を営むことができるような体制整備を推進するため、民生委員、ボランティア、民間事業者等と行政との連携により、支援が必要な高齢者等の地域生活を支えるための地域づくりを進める各種施策を推進していく。

地域住民が主体となって、住民相互の支え合いの仕組み作りを促進するため、福祉の各分野における共通して取り組むべき事項や福祉サービスの

適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進、要援護者に係る情報の把握・共有・安否確認等の方法等を盛り込んだ地域福祉計画を策定するよう、都道府県と連携し、未策定の市町村へ働きかけを進める。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係、また、社会保障の枠を超えて、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人一人の暮らしと生きがい、そして、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、地域住民や福祉事業者、行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、個人や世帯が抱える地域生活課題を解決していく包括的な支援体制の構築等を進める。

3 学習・社会参加

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされる。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されている。

このため、高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるよう高齢期の学びを支援する。さらに、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図る。

また、高齢化する我が国社会の持続可能性を高めるには全ての世代による支え合いが必要であることから、義務教育を含め、生涯を通じて社会保障に関する教育等を進め、若い世代を含む全世代が高齢社会を理解する力を養う。

さらに、ボランティア活動やNPO活動等を通じた社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものであることから、こうした活動の推進や参画支援を図る。

(1) 学習活動の促進

ア 学校における多様な学習機会の提供

初等中等教育段階においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等による高齢者との交流等を通じて、介護・福祉などの高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める。あわせて、学校教育全体を通じて、生涯にわたって自ら学び、社会に参画するための基盤となる能力や態度を養う。

また、大学等の高等教育機関においては、高齢者を含めた社会人に対する多様な学び直しの機会の提供を図るため、社会人入試の実施、通信制大学・大学院の設置、公開講座、科目等履修生制度や履修証明制度の活用などに取り組むとともに、専修学校の実践的な職業教育における単位制・通信制の制度を活用した取組の支援、放送大学の学習環境の整備・充実を図る。

さらに、地域住民を対象とする開放講座の開催、余裕教室を活用した社会教育の実施など学校の教育機能や施設の開放を促進する。

イ 社会における多様な学習機会の提供

多様化・高度化する国民の学習ニーズに対応するため、民間事業者の健全な発展の促進を図るとともに、先進的な学習プログラムの普及促進や公民館等の社会教育施設における多様な学習機会の提供、公民館等を中心とした地域におけるネットワーク形成の推進等、社会教育の充実を図る。そのほか、美術館等における文化活動の推進、スポーツの振興、国立公園等における自然とふれあう機会の提供などにより、ICTも活用しつつ、生涯にわたる多様な学習機会の提供を図る。

ウ 社会保障等の理解促進

平成 29 年 3 月に公示した中学校学習指導要領社会科に「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」の意義を理解することが明記されたことを踏まえ、その周知を学校等に行う。また、教職員向けの研修会の実施や、教員にとって使いやすい資料の提供などを通じて、教育現場における社会保障に関する教育の普及促進を図る。

また、マイナンバー制度については、より公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報社会のインフラとして、国民の利便性向上や行政効率化に資するものであることから、一般国民向け広報と、民間事業者向け広報を総合的に展開し、理解促進を図る。

さらに、老後資産の確保の観点から、若年期から金融リテラシーを習得できるように、企業型確定拠出年金の継続投資教育を適切に進めるとともに、個人型確定拠出年金（iDeCo）制度やつみたてNISA等の導入も踏まえ、勤労世代にとって身近な場である職場を通じた投資教育の推進を図る。

エ ICTリテラシーの向上

今後、AI、IoT（Internet of Things）を活用したICTが日常生活を始めあらゆる社会基盤として更に進化していくことが想定される。高齢者が豊かな生活を享受できるように、高齢者のそれぞれの状況に応じたICT利活用に関するサポート体制の整備を促進する。

オ ライフステージに応じた消費者教育の取組の促進

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）を踏まえ、消費者及び消費者教育の推進に従事する者が取り組むべき消費者教育の意義や目標を理解できるように、「消費者教育のイメージマップ」なども参考にしながら、高齢者向けの学習目標を整理し、「見える化」を図る。年齢、個人差、生活状況の違いに配慮した消費者教育・啓発の取組を促進する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 多世代による社会参加活動の促進

活力ある地域社会の形成を図るとともに、高齢者が年齢や性別にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、学習成果をいかしたりできるように、高齢者の社会参加活動を促進する。

このため、ICT等も活用して、高齢者の情報取得の支援を行うとともに、地域学校協働活動など地域社会における高齢者を含む地域住民が活躍できる機会の充実等を通じて、世代間交流を促進し、ボランティア活動を

始めとする多世代による自主的な社会参加活動を支援する。そのほか、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを図る。

さらに、高齢者の利用に配慮した余暇関連施設の整備、既存施設の有効活用、利用情報の提供、字幕放送等の充実などにより、高齢期においてもレクリエーション、観光、趣味、文化活動等で充実した時間を過ごせる環境を整備する。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

高齢者のボランティア活動やNPO活動等を通じた社会参加の機会につながるNPO等の活動環境を整備するため、特定非営利活動促進法^[6]の適切な運用を推進する。

また、高齢者等の能力を広く海外において活用するため、高齢者、退職者等の専門的知識・技術を海外技術協力に活用した事業を推進する。

^[6] 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

4 生活環境

高齢者の居住の安定確保に向け、高齢者向け住宅の供給を促進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指すとともに、住み慣れた地域の中で住み替えの見通しを得やすいような環境整備を進める。また、高齢者のニーズを踏まえ将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、併せて、戸建てや共同住宅の特性の違いにも留意しつつ、それらが適切に評価、循環利用される環境を整備することを通じ、生涯にわたって豊かで安定した住生活の確保を図るとともに、高齢者が保有する住宅の資産価値を高め、高齢期の経済的自立に資するとともに、その資産の次世代への適切な継承を図る。

地域における多世代間の理解や助け合いを行える地域コミュニティづくりを推進する。地域公共交通ネットワークを再構築するとともに、福祉・医療等の生活機能や人々の居住をまちなかや公共交通沿線に立地誘導し、徒歩や公共交通で移動しやすい環境を実現するため、コンパクト・プラス・ネットワークを推進する。また、快適な都市環境の形成のために水と緑の創出等を図るとともに、活力ある農山漁村の再生のため、高齢化の状況や社会的・経済的特性に配慮しつつ、生活環境の整備等を推進する。

高齢者を含む全ての世代の人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、住宅等から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も視野に取組を進める。

関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、災害から高齢者を守るとともに、高齢者が交通事故や犯罪の当事者となることを防止し、高齢者が安全に生活できる環境の形成を図る。また、成年後見制度が一層利用されるように環境整備を図る。

(1) 豊かで安定した住生活の確保

ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

高齢者等全ての人にとって安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築に向け、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の住宅の品質又は性能の維持及び向上により、良質な住宅ストックの形成を図る。また、若年期からの持家の計画的な取得への支援等を引き続き推進する。

イ 循環型の住宅市場の実現

良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される循環型の住宅市場の実現を目指し、建物状況調査・保証、住宅履歴情報の普及促進等を行うことで、既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進める。

また、高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用するための住み替えを支援する。

ウ 高齢者の居住の安定確保

高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、サービス付きの高齢者向け住宅の供給等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進する。

公的保証による民間金融機関のバックアップなどによりリバースモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活関連資金を確保する。

さらに、一人暮らし高齢者が増加する中、高齢者が、その特性に応じて

適切な住宅を確保できるよう、改正住宅セーフティネット法^[7]に基づき、民間賃貸住宅等の空き室や空き家を活用した、高齢者等の住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給を促進する。加えて、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会について、市区町村による設置や都道府県の協議会への参画を促進するとともに、居住支援協議会や改正住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人に対する支援を行い、住み慣れた地域の中で住み替えの見通しを得やすいような環境整備にも留意しつつ、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等を図る。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

ア 多世代に配慮したまちづくり・地域づくりの総合的推進

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導・整備による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築を始めとする周辺等の交通ネットワーク形成を行うことにより、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現する。

交通システムについては、超小型モビリティ等、先進技術等を活用し、高齢者や子育て世代等の住生活や移動を支援する機器等の開発導入を促進するとともに、新しい交通システムの普及に向けた取組を図る。

また、誰もが身近に自然に触れ合える快適な都市環境の形成を図るため、都市公園等の計画的な整備を行う。

^[7] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号）

さらに、中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けられるような、「生涯活躍のまち」づくりを進める。こうした取組と併せ、地域における多世代間の理解や助け合いを行える地域コミュニティづくりを推進する。

イ 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図る。

駅等の旅客施設における段差解消等高齢者を含む全ての人の利用に配慮した施設・車両の整備の促進などにより公共交通機関のバリアフリー化を図る。

また、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、幅の広い歩道等の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等により歩行空間のユニバーサルデザインを推進する。

さらに、高齢者が安全・安心に外出できる交通社会の形成を図る観点から、限られた道路空間を有効活用する再構築の推進等により安全で安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図るとともに、高齢者が道路を安全に横断でき、また、安心して自動車を運転し外出できるよう、バリアフリー対応型の信号機や、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を進める。

ウ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

病院、劇場等の公共性の高い建築物のバリアフリー化の推進を図るとともに、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者を始め全ての人が、安全・安心、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。

また、誰もが安全・安心に都市公園を利用できるよう、バリアフリー化を推進する。

エ 活力ある農山漁村の再生

活力ある農山漁村の再生を図るため、意欲ある多様な農林漁業者の育成・確保を推進することはもとより、高齢者が農林水産業等の生産活動、地域社会活動等で能力を十分に発揮できる条件を整備するとともに、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。さらに、活力ある開かれた地域社会を形成する観点から、都市と農山漁村の交流等を推進する。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

高齢者に配慮した交通安全施設等の整備、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、認知機能検査及び高齢者講習の実施、運転適性相談の充実、運転免許証を返納した者の支援のための取組の促進、高齢者交通安全教育指導員（シルバーリーダー）の養成、各種の普及啓発活動の推進等により、高齢者への交通安全意識の普及徹底、高齢者の交通事故の防止を図る。

特に高齢運転者による交通事故防止については、「高齢運転者による交通事故防止対策について」（平成 29 年 7 月 7 日交通対策本部決定）に基づき、改正道路交通法^[8]の円滑な施行、高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備並びに運転免許制度の更なる見直しの検討、安全運転サポート車の普及啓発及び高速道路における逆走対策の一層の推進など高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策を政府一体となって推進する。

生活道路において科学的データや地域の顕在化したニーズ等に基づき

^[8] 道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）

通過交通の排除や車両速度の抑制等の対策により高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る生活道路対策を、国、地方公共団体、地域住民等の連携により推進する。

さらに、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進するとともに、踏切道の歩行者対策では、「踏切安全通行カルテ」により踏切道の現状を「見える化」しつつ、踏切道改良促進法^[9]に基づき、高齢者等の通行の安全対策を推進する。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪、認知症等によるはいかいに伴う危険、悪質商法等から高齢者を保護するため、各種施策を推進する。

また、改正消費者安全法^[10]に基づき、高齢消費者等への見守り活動を行うため、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を推進するとともに、身近な消費生活相談窓口につながる共通の3桁電話番号「消費者ホットライン188」の周知を進め、利用促進を図る。

さらに、要介護等の高齢者に対する家庭や施設における虐待等の人権侵害については、高齢者の人権に関する啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その予防及び被害の救済に努める。

ウ 防災施策の推進

災害においては、高齢者など要配慮者が被害を受けやすいことを踏まえ、避難行動要支援者名簿に関する取組を促進する等、防災施策の推進を図る。

[9] 踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）

[10] 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）

(4) 成年後見制度の利用促進

成年被後見人等の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援につながるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に沿って、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進する。特に全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、判断能力が不十分な高齢者等の権利を擁護する制度であることの周知を図るとともに、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を段階的・計画的に図る。あわせて、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）について検討を加え、必要な見直しを行う。

5 研究開発・国際社会への貢献等

先進技術を生活の質の向上に活用することは、高齢者の豊かな生活につながるとともに、新たな技術に対する需要・消費を生み出し、技術活用の好循環を生み出す。高齢社会と技術革新がお互いに好影響を与える関係づくりを推進する。

科学技術の研究開発は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。また、高齢社会の現状やニーズを適切に把握して施策の検討に反映できるよう、ビッグデータ分析など、データ等の活用についても環境整備を図る。

世界でも急速な高齢化に直面している国が増加していることから、我が国の高齢社会対策の知見や研究開発成果を国際社会に発信し、各国がより良い高齢社会を作ることに政府のみならず、学術面や産業面からも貢献できるよう環境整備を行う。あわせて、高齢社会の課題を諸外国と共有し、連携して取組を進める。

(1) 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

健康立国の構築に向けて、認知症、虚弱（フレイル）等の健康課題や生活環境等に起因・関連する課題に対し、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）で提唱した Society 5.0 の実現を目指す一環として、最先端科学技術を活用・実装すること等により、これらの課題解決に取り組む。

また、第四次産業革命と呼ぶべき I o T、ビッグデータ、A I 等の技術

革新を的確に捉え、コネクテッド・インダストリーズ^[11]を実現することにより、高齢化、人口減少等の社会問題を解決する。この中で、健康寿命の延伸、移動革命の実現、サプライチェーンの次世代化、快適なインフラ・まちづくり、フィンテック等の分野における未来投資を促進する。

高齢社会対策における科学技術活用については、「科学技術イノベーション総合戦略」における重要施策として、継続的に取り組んでいく。

介護ロボットについては、自立支援等による高齢者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現するため、現場のニーズを真にくみ取った開発等を促進する。

75歳以上の運転免許保有者数当たりの死亡事故件数は他の年齢層によるものと比べて高水準である一方で、高齢者等の移動困難者の移動手段を確保する必要があること、また、今後人口減少が見込まれる中、過疎地域等地方における移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、高齢者等の安全快適な移動に資するTSPS（信号情報活用運転支援システム）、DSSS（安全運転支援システム）、ETC2.0等のITS（高度道路交通システム）の研究開発及びサービス展開を実施するとともに、高度自動運転システムの開発や、地方、高齢者等向けの無人自動運転移動サービス実現に取り組む。

こうした取組を通じて、高齢者の豊かな生活を実現するとともに、高齢者向け市場の活性化を図る。

[11] コネクテッド・インダストリーズ (Connected Industries) は、人、モノ、技術、機械等、様々なものがデータを介し組織や国境を超えてつながることで、我が国産業のあるべき姿を示すコンセプト

(2) 研究開発等の推進と基盤整備

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

認知症等高齢期にかかりやすい疾患や、がん等高齢期の主要な死因である疾患について、その病態や発症機序解明等の研究とともに、ゲノム科学など先端科学技術の活用等による、新たな医療技術・新薬の研究開発やその成果の臨床応用のための研究、これらによる効果的な保健医療技術を確立するための研究等を推進する。

また、QOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）の観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法等を確立する研究を進める。さらに、老化に関する基礎研究とその成果の臨床応用のための研究や効果的・効率的な介護等に関する研究、社会生活を営むための必要な機能の維持を重視する観点から高齢期というライフステージに着目した健康づくりに関する研究及び加齢に伴い有病率が高くなる生活習慣病の予防・重症化予防に関する調査研究等健康づくりに関する研究などを推進する。

イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者の自立及び社会参加を支援するとともに、介護負担を軽減する観点から、高齢者の特性等を踏まえつつ、ものづくり技術を活用した医療機器、世界最先端の革新的な医療機器、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査用の医療機器、在宅でも操作しやすい医療機器、身体機能の補完・回復等につながるリハビリ機器、日常生活の便宜を図るための介護関連機器等の研究開発・実用化を推進する。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者の生活の質の向上や介護者の負担軽減を図るため、ICTを活用した高齢者の身体機能を代償する技術及び自立支援や生活支援を行う技術等について、ハード及びソフトの両面から研究開発を推進する。

エ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

大綱の基本的考え方や高齢社会対策基本法に規定された分野別施策について国民の意識を把握するとともに、政策課題を把握し、エビデンスに基づく高齢社会対策の政策立案に寄与するための調査を行う。

また、高齢期にもその年齢層によって、就業率、所得、社会活動意識など、様々な点で差異が見られることに留意し、統計や制度の利用目的が適切に果たされるよう、高齢期を65歳以上と一律に捉えずに、70歳、75歳、80歳など、年齢区分を細分化して現状分析をきめ細かく行うなど、目的に応じた年齢区分の使用を推進する。

オ データ等活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）に基づき、官民データの利活用を推進する。また、ユーザーからの統計等データの提供要請に速やかに個別府省が対応可能となるように各府省が統計等データの提供等の判断を行うに当たっての基本的なガイドラインを定めるなど、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）に基づき、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図る。

(3) 諸外国との知見や課題の共有

ア 日本の知見の国際社会への展開

「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定、平成29年2月17日一部変更）に基づき、関係機関と関係府省が一体となり、新興国・途上国等のニーズに応じて日本の医薬品、医療機器等及び医療・介護技術並びに医療・介護サービスの国際展開を図る。

また、「健康・医療戦略」の下、アジア健康構想を推進し、アジアにおけ

る健康長寿社会の実現及び持続的な経済成長を目指すため、日本で介護を学び業務に従事するアジアの人材の拡大と、人材の帰国後の職場ともなる日本の介護事業者のアジア展開を含め、アジア諸国での介護産業の振興を車の両輪として推進する。

また、開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修の受入れ等を実施する。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組みや 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとした国際行事を通じて、世界で最も高齢化が進んでいる日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

特に、具体的な取組に関心のある国においては、アジア健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援など、我が国が培ってきた様々な高齢者施策の知見・経験を相手国の実情とニーズに見合う形で紹介するとともに、政策対話を実施し、当該相手国との連携体制の構築を推進する。

6 全ての世代の活躍推進

高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせるよう、人々が若年期から計画的に高齢期に向けた備えを進めるとともに、各世代が特有の強みをいかしながら多世代のつながりを醸成し、全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するための施策を推進する。

(1) 全ての世代の活躍推進

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を推進する。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、人生 100 年時代を見据えた人づくり革命と生産性革命に取り組んでいく。

総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針である「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）に基づき、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組を推進する。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。このため、「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）に基づくあらゆる取組を着実に推進していく。

第3 推進体制等

1 推進体制

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、本大綱のフォローアップ、国会への年次報告の案の作成等重要事項の審議等を行うものとする。

2 推進に当たっての留意事項

高齢社会対策の推進に当たっては、65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあることを踏まえ、70歳やそれ以降でも個々人の意欲・能力に応じた力を発揮できる社会環境づくりを推進するとの基本方針に立って、以下の点に留意するものとする。

- (1) 内閣府、厚生労働省その他の地方公共団体を含む関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- (2) 本大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」及び「参照指標」を示すこと。また、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- (3) 「数値目標」とは、高齢社会対策として分野別の各施策を計画的かつ効果的に進めていくに当たっての目標として示すものであること。短期的な中間目標として示すものについては、その時点の達成状況を踏まえ、一層の進捗を図ること。「参照指標」とは、我が国の高齢社会の状況や政策の進捗を把握し、課題の抽出、政策への反映により、状況の改善、展開を図るためのものであること。
- (4) エビデンスに基づく政策形成の推進を図ること。このため、高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析・評価を行うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。

- (5) 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

3 大綱の見直し

本大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行うものとする。

(別表)

数値目標 及び 参照指標

分類	項目		現状 (直近の数値)	数値目標/ 参照指標
0. 全体	総人口に占める高齢者の割合	65歳以上	27.3% (2016年)	参照指標
		75歳以上	13.3% (2016年)	
		85歳以上	4.1% (2016年)	
	65歳以上人口に占める 単身世帯の者の割合	男性	13.3% (2015年)	参照指標
女性		21.1% (2015年)		
1. 就業・ 所得	就業率	60～64歳	63.6% (2016年)	参照指標 (※1)
		65～69歳	42.8% (2016年)	
		70～74歳	25.0% (2016年)	
		75歳以上	8.7% (2016年)	
	役員を除く雇用者の うち非正規の職員・ 従業員の割合	65～69歳	76.3% (2016年)	参照指標
		70～74歳	76.4% (2016年)	
		75歳以上	65.8% (2016年)	
	テレワーク導入企業		13.3% (2016年)	2012年度 (11.5%) 比の 3倍 (2020年)
	テレワーク制度等に基づく雇用型 テレワーカーの割合		7.7% (2016年度)	2016年度 (7.7%) 比の倍増 (2020年)
	私的年金の加入者数	確定給付 企業年金	818万人 (2016年度末)	参照指標
確定拠出 年金 (企 業型)		591万人 (2016年度末)		
確定拠出 年金 (個 人型)		43万人 (2016年度末)		

分類	項目		現状 (直近の数値)	数値目標／ 参照指標
2. 健康・ 福祉	健康寿命	男性	71.19 歳 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 歳以上延伸 (2020 年) ・ 平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加 (2022 年) ・ 2 歳以上延伸 (2025 年)
		女性	74.21 歳 (2013 年)	
	健診受診率 (40～74 歳) (特定健診含む)		71.0% (2016 年)	80% (2020 年)
	65 歳以上の運動習慣者 の割合	男性	52.5% (2015 年)	58% (2022 年度)
		女性	38.0% (2015 年)	48% (2022 年度)
	介護予防に資する住民主体の 「通いの場」(※2) への 65 歳以上 参加者数及び割合		131.7 万人 (3.9%) (2015 年度)	参照指標
	要介護認定者数 (被保険者に占める 割合)	65～74 歳	51.0 万人 (2.9%) (2015 年度)	参照指標
		75 歳以上	384.2 万人 (23.5%) (2015 年度)	
	介護基盤の整備拡大量		—	50 万人分以上 (サービス付き高 齢者向け住宅約 2 万人分を含む) (2020 年代初頭)
介護職員数		183.1 万人 (2015 年度)	231 万人 (2020 年代初頭)	

分類	項目	現状 (直近の数値)	数値目標／ 参照指標	
2. 健康・ 福祉	介護人材と競合他産業との賃金差	0.5万円（介護職員 26.7万円、対人サービス産業 27.2万円）（2016年）	解消 （2020年代初頭）	
	介護施設・サービスを利用できないことを理由とする介護離職者数	10.1万人 （2012年）	解消 （2020年代初頭）	
	認知症サポーター	880万人 （2016年度末）	1,200万人 （2020年度末）	
3. 学習・ 社会 参加	学習・自己啓発・訓練 （学業以外）行動者率 （※3）	65～69歳	33.6%（2016年）	上昇 （2021年）
		70歳以上	25.4%（2016年）	
	インターネット利用率	70～79歳	53.5%（2015年）	参照指標
		80歳以上	20.2%（2015年）	
	社会的な活動を行っている高齢者の割合 （※4）	男性	62.4%（2016年）	80%（2020年）
		女性	55.0%（2016年）	

分類	項目	現状 (直近の数値)	数値目標／ 参照指標
4. 生活 環境	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.2% (2014年)	4% (2025年)
	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録戸数	—	17.5万戸 (2020年度)
	居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体に占める割合	40% (2016年度末)	80% (2020年度末)
	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.2% (2016年度)	20% (2025年度)
	既存住宅流通の市場規模	4兆円(2013年)	8兆円(2025年)
	生涯活躍のまち構想について取組を進めている地方公共団体数	79団体 (2017年)	100団体 (2020年)
	全ての一定の旅客施設(※5)の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たりの平均利用者数の割合	92% (2015年度)	100% (2020年度)
	鉄軌道車両のバリアフリー化率	67.7% (2016年度)	約70% (2020年度)
	バス車両(適用除外認定(※6)車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率	53.3% (2016年度)	約70% (2020年度)
	適用除外認定(※6)を受けたバス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率	6.0% (2016年度)	約25% (2020年度)
福祉タクシーの導入数	15,128台 (2016年度)	約28,000台 (2020年度)	

分類	項目	現状 (直近の数値)	数値目標／ 参照指標
4. 生活 環境	旅客船のバリアフリー化率	40.3% (2016年度)	約50% (2020年度)
	航空機のバリアフリー化率	97.1% (2016年度)	約100% (2020年度)
	主要な生活関連経路における 信号機等のバリアフリー化率 (※7)	約99% (2016年度)	100% (2020年度)
	特定道路におけるバリアフリー化 率(※8)	88% (2016年度)	100% (2020年度)
	特定路外駐車場のバリアフリー化 率(※9)	57.8% (2015年度)	70% (2020年度)
	都市公園における園路及び広場、 駐車場、便所のバリアフリー化率	<園路及び広場> 49% (2015年度) <駐車場> 46% (2015年度) <便所> 35% (2015年度)	<園路及び広場> 60% (2020年度) <駐車場> 60% (2020年度) <便所> 45% (2020年度)
	不特定多数の者等が利用する 一定の建築物のバリアフリー化率	56% (2015年度)	約60% (2020年度末)
	65歳以上の高齢者被害の 振り込め詐欺認知件数 (人口10万人当たり)	30.9人 (2016年)	前年比減少
	80歳以上の高齢運転者による 交通事故死者数	266人 (2016年)	200人以下 (2020年)
	消費者安全確保地域協議会を設置 した地方公共団体数	36市区(2017年 11月末)	人口5万人以上の 全市区町(※10) (2019年度)

分類	項目	現状 (直近の数値)	数値目標／ 参照指標
5. 研究開 発・国 際社会 への貢 献等	限定地域での無人自動運転移動 サービス (※11)	—	全国普及 (2025年目途)
	ロボット介護機器の市場規模	24.4億円 (2015年)	約500億円 (2020年)
	医療機器の輸出額 (※12)	6千億円 (2015年度)	約1兆円 (2020年)
	革新的医療機器の実用化 (※12)	—	5種類以上 (2020年)
	国内医療機器市場規模 (※12)	2.7兆円 (2015年)	3.2兆円 (2020年)
	福祉用具の実用化 (助成事業の支援終了後、3年経 過時点での市場製品化率)	51% (2016年度)	毎年度50%以上

(備考)

- ※1 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)では、「希望する高齢者が就業可能とする」となっている。
- ※2 ここにおける「通いの場」とは住民自身が運営する体操の集いなど、介護予防に資する活動の場を指す。
- ※3 個人の自由時間の中で行う学習・自己啓発・訓練で、社会人が仕事として行うものや、学生が学業として行うものは除く。
- ※4 働いている、又は、ボランティア活動、地域社会活動(町内会、地域行事など)、趣味やおけいこ事を行っている60歳以上の者の割合。
- ※5 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設。
- ※6 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準の適用除外を指す。
- ※7 信号機等のバリアフリー化実施基準は歩行者用信号の音響機能付加・横断時間確保・経過時間表示機能付加、交差点信号の歩車分離式、道路標識の高輝度化、道路標示の高輝度化、横断歩道の視覚障害者用誘導標示のいずれかの事業を行ったもの。
- ※8 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。
- ※9 駐車場法第2条第2項に規定する路外駐車場(道路附属物、公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。
- ※10 人口5万人以上の市区町村数は550団体。(2017年1月1日現在)
- ※11 特にSAEレベル4の遠隔型自動運転システムによるサービスの普及。
- ※12 「医療機器の輸出額」、「革新的医療機器の実用化」及び「国内医療機器市場規模」に関する数値目標はいずれも医療機器全般のものである。